

島嶼国漁業の現状と問題点 Islands Fisheries: Status and Problems

岩切成郎 (鹿児島大学水産学部)
Shigero IWAKIRI

1. 問題の限定

このシンポジウムの主要課題である南方漁業という用語は、一般的な表現として日本の立場からまたは日本を中心とする見方であって、南方そのものの地域ないしは住民の立場といった視点は無視されやすい。本報告では、主として地域主義の立場で南太平洋島嶼の経済の中での漁業の実状を紹介していきたい。

この場合にまず認識すべきは、漁業に限らず農業を含む産業全体の規模が極めて零細であって、生産量だけの側面から見ると一国の産業といえるものが存在しない点である。

漁業においても、漁獲量、漁民、漁船等の規模を数量的にだけ見ると余りにも零細である。しかし、規模の大きさだけで判断しては、漁業経済がそれぞれの島嶼国家に対していかなる基本的意味を持つかの視点が見失われるであろう。事実、島嶼国にとって水産業は蛋白質食糧の供給源あるいは生業的な家計充足等の意味で極めて重要な役割を占めている。したがって数量的側面ではなく、社会構造的視点から漁業生産を考える必要がある。

また近代国家における漁業と異なって、これらの島嶼域はすべて1960年代から70年代にかけて新しく独立した国家であり、長年にわたる植民地熱帯農業すなわち、ココナツ、カカオ、コブラ、砂糖キビ等のプランテーションを中心とする植民地体制によって維持された地域であるから、漁業の成立は極めて最近の傾向である。現段階での漁港その他のインフラストラクチャの不備や後進的漁業技術等については、やむをえない社会的条件をその理由として理解することも重要である。

さらに近年に到り各国の200海里水域設定によって、カツオ、マグロを主とする海洋水産資源に対する国際的な関心が、これらの島嶼国に対する入漁方式あるいは合併方式等の新しい漁業経営の導入をもたらしつつあるが、いまなおこれらの漁業が十分に現地化され産業的定着を見ているとはいえない。むしろ、漁業分野での新しい産業的従属関係が水産先進国との間に形成されて行く傾向すら見られる。このように国内のみでなく国際関係の中で、島嶼国の沿岸を主とする素朴な漁業生産の現状と問題点を理解することは、単に水産業の立場だけでなく発展途上国の地域研究という側面をも持っているといえるであろう。

2. 漁業の構成

島嶼国の沿岸漁業の実状を特徴づけているものは、いくつかの意味での多種多様性である。そ

これは資源的に大量生産が困難で産業の対象としては不適當であるが、生物的には多彩な点があらず第一にあげられる。カツオ、マグロの回遊魚からリーフの可憐な熱帯魚に到る有用魚種は、あまりに多彩なるがゆえに近代的な専用漁具の導入を困難にしているというよう。第二に、漁場の生態が発達したコーラル・リーフの広汎な内部水域で、多様な漁場の構成をもたらしていることである。ある水域では大型漁具の設置可能な水深と面積を持ち、最も代表的な魚種である食用熱帯魚を資源とするラグーンが展開し、ある場合には主婦達の家計補助的労作用の極めて小規模な道具しか使用できないが、その限りでは資源的に豊富なカニ、エビを中心とするマングローブ地帯があり、より基本的には広く貝類、海藻等の底棲性の漁場であるバリヤリーフが多彩に展開しているのである。第三に、そのような魚種、漁場に対応する漁具も極めて粗放的な敷設漁具で、追い込みを主とする労働力集約的漁法が存在していて、数十名の共同体成員の単純協業で操業されるものから、動力化した小型漁船で釣り、刺網などの専門化した個別的漁民漁業、そして徒歩採捕の食糧補充的作業に到るまで、その形態も多彩であるといえよう。

3. 沿岸漁場の慣習

これらの沿岸資源の管理利用こそが、われわれのよく理解すべきこの報告の主要な眼目である。すでに1950年代から、マイクロネシア等への戦後日本のカツオ漁業進出に当って、カツオの活餌採捕のために主としてコーラル・リーフ内の漁場をめぐる、伝統的共同体的所有と日本の漁業企業との間に、誤解に基づく紛糾が頻発したことは記憶に新しい。

ソロモン諸島の場合など、百数十個所に及ぶベイト・グラウンドはすべて伝統的種属の身分的土地所有の延長上にあつて、そこでの活餌採捕には一種の入漁料が成立していた。

マイクロネシア、ポリネシア各島嶼を見ると、バリヤリーフの主なる礁石には一つ一つにユニークな固有名詞が命名されており、これはリーフ内水域の権利関係を明確にするためでもあるが、リーフ内水域が共同体構成員にいかにか親しまれ生活と密着しているかを同時に示している。

南太平洋の主要国であるフィジーについて少し詳しくふれる。すでに法制上の所有権として認知されているマタンガリ制度とは、数個の家族構成体を基礎とする民族共同体の伝統的土地所有制であつて、極めて厳密な制度的体裁を成している。また、これは西サモアのマタイ制土地所有制にも共通したものであるが、個有氏族のマタンガリ所有の地先の水面はその土地所有の延長とされ、新しい漁業免許制度あるいは漁船保有許可といった近代システムと矛盾することなく、沿岸水域の資源管理と利用の基礎となっている。ただ、土地所有に関するマタンガリ制度は成文法典であるのに対して、海のマタンガリ制は現在も慣習に基づく口伝の制度であるが、フィジーの関係当局では今まさにリーフ内のマタンガリ所属の完全な漁場図作成と、方位等の厳密な決定など法制的掌握を実現しようとしている。これらの水産当局の努力は、沿岸資源の生態と合致した漁場管理を可能とするものであろう。もちろん、専業漁民育成の進捗はリーフ内漁業からリーフ外での海洋漁業への展開につながるものであるが、それには漁船動力化の推進と共に国内水産

物流通制度の整備が伴わなければならない。それよりも今ここで指摘できる方策は、ラグーン内部特にマングローブ域を生態的に活用する畜養殖への関心を高めることである。このような、生態系を利用する多目的な資源管理型養殖が近い将来に展開されることを期待したい。このことは、漁業先進国としての日本の経済技術協力が、地域の実態から遊離した恣意的かつ総花的な予算乱費を防ぐという対策にもつながるであろう。

(補注) 公務に忙殺されて十分な報告書の作成ができなかったことを関係者にお詫びすると共に、この分野に関心を持たれる方は下記の文献を参照されたい。

参 考 文 献

1. IWAKIRI S., 1984. A study on the marine policy and development as well as maritime philosophy of the multiracial island countries. Prompt Rep. 1st Sci. Surv. of South Pacific, 145-148.
2. IWAKIRI S., 1983. *Matagali of the Sea*. Mem. Kagoshima Univ. Res. Center South Pacific, 4 (2): 133-143.
3. IWAKIRI S. and RAM V., 1984. An introductory study of the socio-economic aspects of household fisheries in the small islands economies of the South Pacific. Mem. Kagoshima Univ. Res. Center South Pacific, 5 (1): 53-65.
4. IWAKIRI S. and RAM V., 1986. A selected bibliography on fisheries and related issues in the South Pacific and Southeast Asia. Occasional Paper Kagoshima Univ. Res. Center South Pacific, 7 : 1-77.